

(b) 協議、同意、許可・認可・承認<経済産業省>

第3次勧告								地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考		可否	法改正時期又は対応案等
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第1項	同意協議(大臣)	1a(2項2号、5号、13号に係る部分) 1②(2項2~5号、13号に係る部分) 6①(2項2号、5号、7号、11号、13号に係る部分) ×(その他)		※	○/×	基本計画への記載項目のうち、①既に第3次勧告で存置を許容されている項目(税財政上の特例措置等が講じられるもの等)のほか、②「産業集積の目標」(第1号)、「企業立地及び事業高度化目標」(第6号)及び「環境保全等への配慮」(第10号)については、基本計画の根幹をなすもの等であることから、記載項目を維持する必要がある。その他の項目の存廃については、法制面から検討
			第6条	第1項						

(c) 計画等の策定及びその手続<経済産業省>

第3次勧告								地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考		可否	法改正時期又は対応案等
11	6	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第2項	基本計画の内容	② (整理記号)	④(2号~5号、第7号、11号、13号に係る部分) ×(その他)		○/×	基本計画への記載項目のうち、①既に第3次勧告で存置を許容されている項目(税財政上の特例措置等が講じられたもの等)のほか、②「産業集積の目標」(第1号)、「企業立地及び事業高度化目標」(第6号)及び「環境保全等への配慮」(第10号)については、基本計画の根幹をなすもの等であることから、記載項目を維持する必要がある。その他の項目の存廃については、法制面から検討